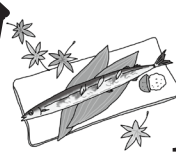


申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮商工新聞



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



2022 年
(令和 4 年)
10月24 日
第 1176 号



twitter

参加者募集中

インボイス学習会(実務編)

日時: 11/ 9(水) 18:00～19:30

場所: 大宮民商 2 階

申込: 前日までに

電話で(定員 10 名)

電卓・申告書控え・現在
使っている請求書、領収書等
を持参ください。



生命保険・地震保険などの 控除証明書が届く時期です

確定申告の所得控除に使います。保管してください。

インボイス制度の 反対運動に参加しよう!

反対署名やアンケートを行なえる WEB サイト

STOP! インボイス

「十人十色を守れ!」をスローガンに、
各界から賛同人を集めて反対運動を展開中。
サイト内の【C.】マークから反対署名サイトに飛べます。



STOP! インボイス

VOICTION (ヴォイクション)

インボイス制度を憂慮した 3 人の声優、
咲野俊介・岡本麻弥・甲斐田裕子が立ち
上げた反対アクション。Twitter から反対運動に連名参加できます。



VOICTION

労働保険料(第 2 期)の納付期限は 10 月 31 日です。 該当の会員さんは期日までに民商へ納めてください。

※労働保険料は、所定の期限までに納付しないと労働局から督促されます。その督促をうけ、それに指定された期限までにこれを納付しないと、法定期限の翌日からその完納の前日までの日数により計算された延滞金を徴収されます(年 14.6%の率)。



《 予 定 表 》

10/26(水)理事会 19:00～

11/ 3(木)埼婦協 総会 10:00～
～16:00(伊奈県活センター)

11/ 9(水)インボイス学習会

2022 年 10 月分の給与から雇用保険料が上がります

※労働保険でいう「10月分」とは、給与の締め日が10月中に属する分をいいます。

保険料率	一般の事業		建設の事業	
	労働者負担	事業主負担	労働者負担	事業主負担
～R4 年 9/30	3/1,000	6.5/1,000	4/1,000	8.5/1,000
R4 年 10/1～	5/1,000	8.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000

税務調査が増えています

大宮民商で
9月:2件
10月:2件

「税務署から税務調査の連絡が来た」という報告が増えています。
税務署員は税務調査の日取りを指定してきますが、慌てずに「その日は都合がつかないので、こちらから連絡します」と言いましょう。その際、税務署員の所属と名前を必ず聞いてメモしておきましょう。

そして速やかに民商や顧問税理士に連絡してください。



☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉政府は国民年金の納付期間を現状の 40 年から 45 年に伸ばす案を出した。納付期間が 5 年延長されると納付額が約 100 万円増える。

ご存じですか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売等の特定の取引において、商品やサービスの契約をした後でも冷静に考え直す期間を設け、一定期間内であれば消費者から無条件で申し込みの撤回や契約解除できる制度です。

クーリング・オフができるものと適用期間

取引類型 ※特定商取引法に基づく	適用期間
訪問販売 ※ キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法では店舗販売も含む	8日間
電話勧誘販売	8日間
訪問購入 （訪問買取）	8日間
連鎖販売取引 （マルチ商法・ネットワークビジネス）	20日間
業務提供誘引販売取引 （サイドビジネス商法、モニター商法等）	20日間
特定継続的役務提供 ※ エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療の一部	8日間

クーリング・オフの基礎知識

- 適用期間は「買った日・契約した日から」ではなく、契約書などの**法定書面を受け取ってから起算**します。
- 書面に不備があった、書面を交付されなかった、事業者のウソや脅しでクーリング・オフを妨害された場合は、改めて書面を受領した日から起算します。
- 通知を発送した時に効力が生じます。通知が期間を過ぎてから事業者側へ到達したとしても問題ありません。

クーリング・オフの効果

- 政令指定消耗品以外の商品は、使っていても事業者の送料負担でそのまま返品できる。
- 工事契約で施工が完了していても代金を支払う義務はなく、「元に戻して」と言える。
- 損害賠償・違約金等の支払い不要。
- 訪問購入は、売ったものを返してもらえる。

クーリング・オフの仕方

1. ハガキに必要な事項を記入（下のハガキを参考にしてください）
表面は販売会社の代表者宛てにします。（「株式会社〇〇 代表者様」など）
2. 記入したハガキを両面コピーする（手元に証拠として残す）。
3. 特定記録郵便や簡易書留（発信した記録が残る方法）で郵送する。
4. クレジット契約をした場合は、販売者とクレジット会社に同時に通知する。

※ **必ず書面で通知**しましょう

※ 関係書類は5年間保存しましょう

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇 ××営業所 担当者〇〇〇〇氏
■支払った代金〇〇〇円を速やかに返してください。	
■商品を引き取ってください。	
■今後の勧誘はお断りします。	
令和〇年〇月〇日 住所 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇 氏名 〇〇〇〇	

販売会社宛て

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	令和〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社〇〇 ××営業所 担当者〇〇〇〇氏
クレジット会社	△△株式会社
令和〇年〇月〇日 住所 埼玉県〇〇市〇町〇丁目〇 氏名 〇〇〇〇	

クレジット会社宛て

クーリング・オフできないもの

- 店舗での購入
- 開封・使用した政令指定消耗品（健康食品・化粧品・履物など）
- 3,000円未満の現金取引
- 自動車（中古車・リース含む）

通信販売はクーリング・オフできません

返品や解約については、広告等に記載されている「返品特約」に従うことになります。記載がない場合は、商品が届いてから8日以内は、消費者の送料負担で返品ができます。



埼玉県消費生活支援センター

相談専用電話 受付時間: 月～金曜日 9:00～16:00（祝日・12月29日～1月3日を除く）

本 所 / TEL: 048-261-0999 （本所は土曜日にも受付しています）

熊谷支所 / TEL: 048-524-0999



ホームページ



Twitter